

平成19年2月1日  
国土交通省中国地方整備局

「みなとオアシス」制度実施要領

第1条 「「みなとオアシス」の登録について」（平成15年11月20日付け国中整港計第23号）及び「「みなとオアシス」登録要綱の一部改正について（通知）」（平成19年2月1日付け国中整港計第35号）の登録要綱（以下「要綱」という。）について、この実施要領を制定する。

第2条 「みなとオアシス」制度とは、市町村が住民と連携し計画作成した「みなとオアシス」に対し、中国地方整備局長による認定及び登録を行い、各種公的支援を講じる制度であり、平成15年11月20日付け中国地方整備局長通達で制度化し、平成19年2月1日付けで要綱の一部改正を行っている。

第3条 要綱第4条に定める港湾施設は、以下の各号に掲げるものとする。

- 一 旅客ターミナル
- 二 人工海浜
- 三 マリーナ
- 四 その他

第4条 要綱第5条に定める、市町村に代わり得る公的な団体とは次の各号に掲げるものとする。

- 一 県
- 二 港湾管理者
- 三 地域を代表して「みなとオアシス」を設置するに相応しいとして市町村が推薦する、地方公共団体が四分の一以上を出資する法人
- 四 地域を代表して「みなとオアシス」を設置するに相応しいとして市町村が推薦する、公益法人

第5条 要綱第6条に定める、住民団体等の管理への参加は当該市町村等の責任の範囲内で実施するものとする。

第6条 要綱第7条に定める、住民団体等の運営への参加は当該市町村等の責任の範囲内で実施するものとする。

第7条 要綱第11条に定める、住民参加型の検討体制とはワークショップ等が実施可能である体制をいう。

第8条 「みなとオアシス」の検討及び運営を行う市町村等に対し、「仮登録」が行われた場合に、別途定められた申請書に基づき予算の範囲内で、中国地方整備局港湾空港部又は

直轄港湾関係事務所より次の各号に掲げる支援を実施する。

- 一 「みなとオアシス」標章の統一の使用やホームページによるPRの支援
- 二 事業計画策定にあたり、市町村等と住民団体等が協力して実施する検討費用の一部を支援
- 三 運営に対する人材支援、情報支援、企画・運営支援及び施設・場所の提供等の総合支援
- 四 ワークショップへの直轄港湾関係事務所長の参加

第9条 「みなとオアシス」の検討及び運営を行う市町村等に対し、「登録」が行われた場合に、別途定められた申請書に基づき予算の範囲内で、中国地方整備局港湾空港部又は直轄港湾関係事務所より次の各号に掲げる支援を実施する。

- 一 「みなとオアシス」標章の統一の使用やホームページによるPRの支援
- 二 事業計画変更にあたり、市町村等と住民団体等が協力して実施する検討費用の一部を支援
- 三 運営に対する人材支援、情報支援、企画・運営支援及び施設・場所の提供等の総合支援
- 四 ワークショップへの直轄港湾関係事務所長の参加
- 五 公共施設利用の規制緩和等、運用の弾力化に向け、市町村等から港湾・海岸管理者に対する規制緩和及び運用弾力化の調整を支援
- 六 公的地図への掲載等、関連事業での支援

第10条 直轄港湾関係事務所は次の各号に掲げる地域の「みなとオアシス」を担当する。

- 一 境港湾・空港整備事務所・・・鳥取県及び島根県内
- 二 宇野港湾事務所・・・岡山県内
- 三 広島港湾・空港整備事務所・・・広島県内
- 四 宇部港湾事務所・・・山口県内（ただし、下関港を除く。）

第11条 要綱第15条に定める軽微な変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 駐車場台数の若干の増加
- 二 サービス内容の軽易な変更
- 三 施設の更新又は改良による形状及び配置等の軽易な変更
- 四 その他

第12条 「みなとオアシス」制度の手続きは別紙のフロー図によるものとし、仮登録から本登録までの期間は概ね2年とする。